

包括外部監査の結果報告書

平成14年11月 7日

倉敷市包括外部監査人

高見 太平

第1章 外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び倉敷市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

第2 選定したテーマ（特定の事件）

市立短期大学の財務事務及び経営管理について

第3 テーマを選定した理由

市立短期大学は、収支構造が厳しく大幅な支出超過となっている。さらに、今後の少子化時代を迎えて、国公立大学及び私立大学をも含めて大学間の競争が一層激しくなってくる。特に短期大学の存在意義が薄らぎ閉鎖に追い込まれたり、四年制大学へ改編しているところが散見されている昨今、市立短期大学の経営がさらに悪化して苦しくなってくるのが予想される。

そこで、市立短期大学事業の財務事務が関係法令に準拠して遂行されているかどうか、また、経済性、効率性及び有効性の視点から市立短期大学事業が行われているか、さらに、管理運営事務が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成していくように運営されているかどうかについて監査をする必要を認めたためテーマとして選定した。

第4 外部監査の方法

1. 監査の要点

- (1) 市立短期大学内において事務作業は重複していないか。
- (2) 入札制度は有効かつ適切に運用されているか。
- (3) 財務管理事務は規則等に準拠しているか。
- (4) 経済性、効率性に則って事務事業が執行されているか。

2. 主な監査手続

(1) 収入関係

授業料等の入金管理は倉敷市立短期大学条例(昭和 48 年 12 月 7 日条例第 83 号、最終改正平成 13 年 6 月 29 日条例第 39 号)に則って有効かつ適切かを確認するため、領収済通知書等の関係証憑の照合を行った。

また、授業料等の減免手続が適正に行われているか、申請から決定までの関係証憑の照合を行った。

(2) 支出関係

①人件費等

㊦給与・賞与は、条例等に則って適切に支給されているかを検証した。

㊧昇給は、条例等に則って適切に行われているかを検証した。

㊨退職金は、条例等に則って適切に支給されているかを検証した。

②図書

㊩図書の实地調査は行われているかを検証した。

㊪図書の購入手続は有効かつ適切に行われているかを検証した。

㊫納入業者の決定は有効かつ適切に行われているかを検証した。

㊬図書の貸し出し及び回収は適正に行われているかを検証した。

③備品・消耗品費等

㊭納入業者の決定は有効かつ適切に行われているかを検証した。

㊮備品・消耗品費等の購入手続は有効かつ適切に行われているかを検証した。

㊯備品等は備品台帳等を照合することにより、管理が有効かつ適切に行われているかを検証した。

第 5 監査対象

平成 13 年度末現在の財務状況及び同年度の経営状況を対象とし、必要に応じて過年度に遡った。

第 6 外部監査の実施期間

平成 14 年 4 月 22 日から平成 14 年 10 月 28 日まで

第 2 章 監査対象の概要

1. 沿革

昭和 43 年 10 月 倉敷市立保育専門学院（夜間課程）創設

昭和 49 年 4 月 倉敷市立短期大学保育科第二部（夜間課程）開設

昭和58年 4月 倉敷市立短期大学保育科第一部（昼間課程）開設
 平成 6年 4月 服飾美術学科（昼間課程）開設
 保育科を保育学科に名称変更
 平成 7年 3月 保育学科第二部（夜間課程）廃止

2. 所在地

倉敷市児島稗田町160番地

3. 校地面積

20,906 m²（うち運動場 10,875 m²）

4. 建築面積

建築面積：3,804.86 m² 延床面積：11,490.27 m²

本館 延床面積 2,852.34 m²（昭和52年2月完成）
 1号館 延床面積 4,843.11 m²（平成6年2月完成）
 2号館 延床面積 1,550.82 m²（昭和46年11月完成）
 3号館 延床面積 398.50 m²（昭和48年3月完成）
 体育館 延床面積 1,845.50 m²（昭和62年3月完成）

5. 学科構成

保育学科（昼間課程2年）、服飾美術学科（昼間課程2年）

※取得免許・資格 保育士、幼稚園教諭第2種免許、2級衣料管理士資格

6. 入学定員、総定員

保育学科50名（総定員100名）、服飾美術学科50名（総定員100名）

7. 授業料等

（単位：円）

区分 学科名	入学検定料	入 学 料		授業料
		市 内	市 外	
保育・服飾美術	18,000	112,800	169,200	361,800

8. 教職員

（単位：人）

	学長	教授	助教授	講師	助手	非講師	事務職員	司書	合計
人員	1	11	9	2	2	23	8	2	58

(教員の内訳)

	教授	助教授	講師	助手	合計
保育学科	8	5	0	0	13
服飾美術学科	3	4	2	2	11

9. 在学生の状況 (平成14年4月10日現在)

(単位：人)

学科	区分	学年	学生数	出身地別			居住地別	
				市内	県内	県外	市内	市外
保育		1年	54(4)	10	7	37	42	12
		2年	56(2)	8	5	43	45	11
服飾 美術		1年	60(2)	3	8	49	47	13
		2年	56(2)	3	12	41	41	15

※()は男子を内数で計上

10. 入学状況

(1)試験結果 (推薦入試・一般入試・特別選抜合計)

(単位：人)

区分	平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	保育	服美	保育	服美	保育	服美
志願者	442	101	390	99	378	95
受験者	430	100	383	96	371	92
合格者	83	74	82	75	77	76
倍率	5.18倍	1.35倍	4.67倍	1.28倍	4.81倍	1.21倍
入学者	55	59	58	55	54	60

※ 倍率＝受験者÷合格者

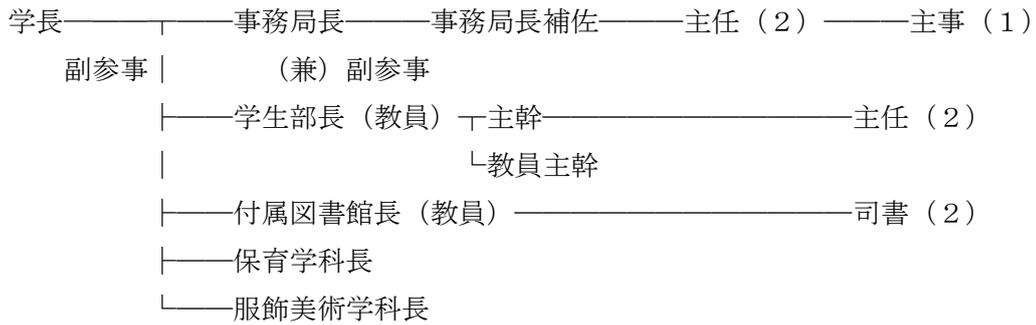
(2)入学者出身地別調 (平成14年4月1日現在)

(単位：人)

区分	保育	服美	計
倉敷市内出身者	10(0)	3(0)	13(0)
県内出身者(倉敷市除く)	8(0)	8(0)	16(0)
県外出身者	36(4)	49(2)	85(6)
合計	54(4)	60(2)	114(6)

※ ()内は男子を内数で計上

11. 行政組織



12. 過去３年度分の収支計算書

(単位:千円)

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
収 入	授業料	70,102	75,429	80,158
	入学金	21,439	21,190	22,221
	手数料	9,884	8,905	8,572
	その他	374	369	378
	計	101,801	105,894	111,331
支 出	人件費	355,770	364,661	348,551
	需用費	17,986	21,428	23,307
	委託料	29,248	24,276	29,589
	備品購入費	9,303	9,288	8,463
	工事請負費	0	0	0
	使用料賃借料	26,493	19,088	17,174
	その他	8,920	7,683	7,328
	計	447,722	446,427	434,415
差引：収支差額		△345,921	△340,532	△323,083

第 3 章 監査の結果及び意見

第 1 収入関係

1. 授業料等

(1) 授業料の入金状況

授業料は年間 361,800 円であり、前期後期の 2 期に分けて 1 期 180,900 円を徴収している。授業料について納付書及び台帳を検討し、税外収納簿の記載と合致している事実を確認した。

授業料の納付状況は次の通りである。

前期	在學生	延 222	40,159,800 円
	在學生(旧授業料適用者分)	2	342,000
	研究生	1	165,600
	平成 13 年度前期分		40,667,400
後期	在學生	215	38,893,500
	在學生(旧授業料分適用者分)	2	342,000
	在學生(授業料減額者分)	1	90,450
	研究生	1	165,600
平成 13 年度後期分		39,491,550	
合 計			80,158,950 円

(2) 入学金の入金状況

平成 13 年度収納総人員 136 人

平成 13 年度収納金額

市内出身者	(112,800 円×14 人)	1,579,200 円
市外出身者	(169,200 円×122 人)	20,642,400
合計		22,221,600 円

入学者数 114 人

辞退者数 22 人

(3) 手数料の入金状況

短期大学手数料は、入学検定料が主なものでその他再試験手数料、各種証明手数料からなっている。

短期大学手数料の納付状況は次の通りである。

入学検定料	8,514,000 円
再試験手数料	34,000
各種証明手数料	25,200
合 計	8,573,200 円

(4) 監査結果

- ㊦授業料の徴収については規則どおり適正に行なわれており、授業料減免についての処理も適正であった。
- ㊧入学金の収納を証する学校側の証拠資料は、倉敷市収納出納員の領収日付印の押印された「納入済通知書」を保管することになっているが、それに代わって納入者に渡すべき「納入通知書及び領収証書」が保管されているものが2件あった。
- ㊨手数料の税外徴収簿を検討した結果各種証明手数料の内400円は前年調定分であるため、倉敷市立短期大学の歳入は、8,572,800円となっているが、適正に処理されている。
- ㊩その他には、指摘する事項はない。

(5) 意見

授業料等の納入方法は、指定金融機関への振込方式又は現金納付方式によっているが、以下のような理由により現金納付方式を極力減らし振込方式に一本化すべきである。

- ㊦キャッシュ・レス化に反するものであり、多額の現金を取扱うことにより現金の盗難、紛失等の危険が生じる。
- ㊧現金納入時に領収証書を交付する必要があるため、事務負担が増加する。

第2 支出関係

1. 人件費等

(1) 給与

㊦支給の状況

倉敷市立短期大学に勤務している教職員の給与は倉敷市の給与に関する条例に規定されている各項目の内の給料・時間外勤務手当・扶養手当・調整手当・住居手当・通勤手当・管理職手当・特殊勤務手当・管理職員特別勤務手当・期末手当・勤勉手当から構成されている。

平成13年度在籍者全員の個人別人件費一覧表を入手し、給与を構成する各項目につき条例等に従って支給されているかを検証した。

㊧昇給の状況

過去2年間の昇給の状況を、条例及び辞令簿等により照合し、満58歳に達した人は昇給停止になっていることを確認した。

㊨教員（教授、助教授、講師、助手）の勤務状況

平成13年分出勤簿（1月1日～12月31日）と「学外研修願」、「出張命令（依頼）書」との突合等により検証した。

(2) 退職金

過去5年間の退職手当の支給状況

年度	支給人員 人	金額 千円
平成9年度	3	13,383
10	2	48,397
11	8	37,652
12	4	76,976
13	0	0

過去5年間の個人別退職金一覧表を入手し条例等に従って支給されているかを検証した。

(3) 監査結果

㊦給料及び諸手当は、条例等に従って適正に処理されていた。

㊧昇給は、適正に行われていた。

㊨教員の勤務状況において、出勤簿に各自押印しているが、押印洩れがあったり、研修印と出張印の使われ方が人によって異なっていたり等、書類の重要性に対する意識が低い。

また、宿泊研修引率者1名が公休のため引率していないにもかかわらず、日当2日分の5,600円が支出されていた。平成14年度で返金してもらい歳入処理するとのことである。

さらに、「夏季(冬季)休業中の研修計画届」は、現状では単なる教員の休業中の連絡先及び行動予定表となっており、研修計画の内容が一切記載されていない。出勤にかかわる自宅研修と認められるに足る具体的な研修計画の記載を求めるべきである。

㊩その他には、指摘する事項はない。

(4) 意見

㊦住居手当について

住居手当は職員の住宅費の補助として支給する性格の手当であるが倉敷市では、住宅費の負担をしていない人まで支給の対象としている。一般的には、住宅を借り受けている人、および持ち家の人については世帯主に対して支給するとするのが普通であり、以上の条件に当てはまらない職員に対して支給したものは住居手当とはいえない。

以下に、倉敷市条例・岡山県条例・私立学校例規・民間会社事例の住居手当の記載例を掲げるが、岡山県内10市の内8市で同様の規程をもって支給しているとはいえ、倉敷市の「倉敷市職員の給与に関する条例第13条の3第1項第3号」の規定に基づき全員に支給することになっているのは問題がある。

被扶養者のいない人に扶養手当を支給しているようなもので、早急に是正することが望まれる。

「倉敷市職員の給与に関する条例

第13条の3

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 1 自ら居住するため住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員
- 2 その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの
- 3 前2号に規定する職員以外の職員
- 4 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの」

「岡山県職員給与条例

第十条の六

住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 1 自ら居住するため住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っている職員
- 2 その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるもの
- 3 第十一条の二第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの」

「学校法人諸規程例（昭和63年8月）

第17条

住宅手当は、次に掲げる教職員に支給する

- 1 自ら居住するため住宅を借り受け、月額5,000円を超える家賃を支払っている者
- 2 自ら所有する住宅又はこれに準ずる住宅に居住している世帯主である者」

「民間会社例（建設業 昭和62年3月）

第34条

住宅手当は、社宅・社員寮以外に居住する従業員に対して独自の生計を営んでいると会社が認めた者に支給し、手当の額は別に定める」

①期末手当・勤勉手当について

期末手当・勤勉手当は一般的には賞与であると思われる。賞与には、ある程度勤務成績の良否が反映されるが、期末手当・勤勉手当の支給に際しては上級者による評価が行われていない。期末手当については一般的な賞与のうちの一律分と考えられるが、勤勉手当については勤務成績の評価に手当の基準日前6ヶ月間における療養休暇の有無などの勤務実績しか反映していない。公務の活力を維持する上でも、実績を上げた職員に対しては考課査定が反映されるような制度に見直しをする必要がある。

なお、平成14年度の人事院勧告で、平成15年度から3月の期末手当が廃止され、期末手当・勤勉手当の支給が年2回となる模様で、事務の簡素化が期待される。

ちなみに「法令用語辞典」学陽書房によれば

「期末手当

法律上の制度としては、国家公務員に対して支給される給与の一種で、毎年3月、6月および12月に、それぞれの月の初日に在籍する者に対して支給される。我が国の社会慣習として、盆及び暮に際し、特別の出費を要する実情にかんがみ、かつ、このような事情が背景となって、民間の産業労働者が一般にボーナスの名の下に相当額の臨時給を支給されているので、これと釣合いをとる必要にこたえるために設けられたものである。

期末手当は、勤務成績とは無関係に、一律に支給される点で、勤勉手当と異なる。

勤勉手当

作業又は勤務の成績に応じて臨時に支給される給与。能率給的性格を有する。一般職に属する国家公務員に対しては、毎年6月1日及び12月1日に在職する者に、その日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、その日から30日以内に支給される。

その額は、職員がその支給の基準日現在において受けるべき俸給の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院の定める期間率に成績率を乗じて得た額である。」

とされている。しかし、国地方を問わず勤勉手当の名の下に能率を考慮しないで一律支給しているのが現状であると思われるが、勤勉手当の趣旨に反する事になるので早急に是正する必要があると考える。

㊦退職金について

退職手当の支給基準である在職期間は、「倉敷市職員の退職手当に関する条例第7条第5項」によれば倉敷市以外の地方公務員あるいは国家公務員であった期間も通算して計算することになっている。但し、他の地方公共団体等でそこでの在職期間分について支給されている場合は除かれる。逆に、他の公共団体等に倉敷市から転出する場合は倉敷市は退職金の負担はしない。

つまり、他の公共団体等に勤務している期間の負担しなくてもよい退職手当までも負担したり、退職前に倉敷市以外の公共団体等に転出して倉敷市で勤務している期間の負担すべき退職手当を負担しなかったりするということになり、世間一般の考え方に比べて矛盾が感じられる。

なお、短期大学の過去5年間の退職金支払について、「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第20条」に規定する退職時の特別昇給を退職者17人の内条件を満たさない8人を除く9人全員に適用している。当該規則は、勤務成績の良好な者に対する処遇を定めたもので、一定期間勤務した退職者全員が、この規則を適用されることには疑問がある。

㊧教員の勤務状況について

①平成13年分の1年間の実勤務日数（実際短期大学に出勤した日数）が最低135日、最高238日、平均188日である。倉敷市の一般職員の平均出勤日数が235日であり、それに比べてあまりにも少なすぎるのではないかと考える。

②学会出席費用等、短期大学の教育活動に直接必要な出張ではなく、教員個人が負担することが相当と思われる出張旅費がある。

③役職者（学長、部長、学科長、図書館長）及び助手を除く教員は、「学外研修規程及び自宅研修運用の内規（昭和58年3月24日教授会決定）」にもとづき、週に一日出勤が免除されている。これは、教育公務員特例法第20条第2項「教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。」の規定による。

また、教員のうち8名は、「学外の非常勤講師を兼務する場合の運用の内規（昭和58年1月13日教授会決定）」にもとづき、他の大学等の非常勤講師を兼務し、この兼務には自宅研修日をもってあてている。これは同じく教育公務員特例法第21条第1項「教員公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。」の規定によっている。

よって、有給で他の大学等の非常勤講師を兼務することは、適法ではあるが、本来、自宅研修をし、本短期大学の学生にサービスを還元すべきところ、副業を行い報酬を得ている状態とも解される。あくまでも例外的な規定であると思われるので、一般職員との均衡を保つためにも、本短期大学の学生に対するサービスを優先させるためにも任命権者が許可を厳格に与えるべきである。

2. 図書

(1) 概要

倉敷市立短期大学では、図書の購入は

- ㊦ 図書館の蔵書の購入
- ㊧ 教員の研究用図書の購入
- ㊨ 新聞の縮刷の購入
- ㊩ 消耗品の図書の購入

の4種類に分類される。

納入業者については、基本的に地元業者を利用しているが、専門性の高い資料等については市外業者を利用している。

代表的な業者に対する発注と納入の状況は次の通りである。

① 市外A書店

発注 洋雑誌については、前年度の10月に年間契約している。

図書等の資料については、インターネットによる場合と月に2回程度来館する営業担当者に依頼する場合とがある。

納入 洋雑誌は出版社もしくは国内代理店より直送される。図書等の資料については、インターネットによる場合は、資料が入荷し次第、A書店の流通促進課から直送される。

担当者に依頼した場合、資料が入荷した後の営業担当者来館日に納入される。

② 市外B書店

発注 図書等の資料についてはインターネットによる場合と週に1回来館する営業担当者に依頼する場合とがある。

納入 どちらの場合も資料が入荷した後の営業担当者来館日に納入される。

③ 市内C・D書店

発注 年度の初めに和雑誌を年間契約していて、その納品に月に2～4回来館しているなのでその時に依頼するか、電話連絡後、注文書を手渡している。

納入 資料が入荷し次第納入される。ただし、図書館用装備を依頼したものについては、装備をした後に納入される。

(2) 監査結果

㊦ 倉敷市立短期大学の物品購入(修繕)決裁票兼調達決裁票の図書購入に関する記録を検討したところ、ごく一部で僅少な額の図書(備品)と消耗図書(消耗品費)の入り繰りは存在したが、図書購入は適正に処理されている。

図書の管理についても、図書館の蔵書はコンピューターシステムの採用は無いがコ

ンピューター管理を採用していない図書館の蔵書管理として適正であり、研究用図書等も台帳に登録し適正に管理されている。

図書館の蔵書点検等の管理も適正であり、図書館資料の除籍も規程に従い適正に行なわれている。

①その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

⑦図書館購入に関して現在概ね定価の5%引きで納入されているが、市立短大、市立図書館及び市立小・中学校の図書室等の倉敷市全体で購入する全ての図書について、図書選定委員会等を設けて年1回の選定を行い、この選定会議の結果によって購入図書のリストを作成し、それをとりまとめて購入先の業者を入札により選定するというところを検討してみるのも一つの方法ではないかと思われる。

事務業務の効率化・アウトソーシング・人員削減でも業務が円滑に行なわれることを理由に、自己処理能力があるにもかかわらず近隣書店からの購入図書について定価購入の見返りとして番号シール貼り、カバーがけ等を依頼しているが、司書が2人在籍している現状ではできるだけ自己処理の件数を増やし購入単価の低下に努力する必要があると思われる。

また、平成13年度では、雑誌の購入に際して、製本費用15,000円をその月の納入タイトル数で割ったものを加算して購入していたため、雑誌の納入価格が変動していた。そのため、平成14年度以降は、1タイトル500円を製本料として納入時に加算する方法に改めることにしたが、製本料は、製本時に別請求する方法を採用するほうがより明瞭ではないかと思われる。

図書館関係職員の数について専任職員のみで運営されている他の公立短大18校の図書館と比較してみると次表のとおりである。

(平成13年度公立短期大学実態調査表より)

短大名	司書	②その他	③合計	④蔵書数	④÷③	⑤学生数	⑤÷③
市立名寄	1人	1人	2人	46,597冊	23,299	479人	240
宮城農業	2		2	36,946	18,473	318	159
会津	1	1	2	71,323	35,662	337	169
千葉衛	2		2	39,837	19,919	524	262
神奈川衛	3		3	36,011	12,004	377	126
神奈川栄	2		2	34,690	17,345	276	138
神奈川外	2		2	42,807	21,404	227	114
石川農業	1		1	60,207	60,207	248	248

大 月	2		2	40,431	20,216	432	216
静 岡	1	2	3	66,500	22,167	566	189
三 重	3		3	64,389	21,463	666	222
大阪医療	3		3	111,547	37,182	558	186
神戸看護	1		1	46,272	46,272	244	244
島根看護	1		1	31,825	31,825	301	301
島根女子	1	2	3	88,597	29,532	477	159
福山女子	1	1	2	65,083	32,542	476	238
香川医療	1		1	21,212	21,212	206	206
愛 媛	2		2	61,964	30,982	363	182
合 計	30	7	37	966,238	26,115	7,075	191
平 均	2	0	2	53,680	26,115	393	191
倉 敷	2		2	71,968	35,984	226	113

職員一人当たり蔵書数は、倉敷市立短期大学 35,984 冊であり、他の 18 校の平均値 26,115 冊を上回っている。対蔵書数では、効率的であると思われる。

職員一人当たり学生数では、倉敷市立短期大学 113 人、他の 18 校の平均値では 191 人となり、学生数から見た職員数は平均値を上回る。

倉敷市立短期大学図書館の職員についての合理化の方途は、司書 1 人他の 1 人は常勤の一般職員を置くか、兼務職員を充てる等が考えられる。

①図書の棚卸(実地調査)は、平成 10 年度に実施して以後行われていない。数年毎に実施予定とのことであるが、管理上は、毎年定期的の実施すべきであると思われる。

②図書の管理は、現在手書きによる図書カードにより行っているが、事務の効率化に資するならば、コストも勘案してコンピューター管理による図書館システムを導入することを検討してみてもよいのではないか。

3. 備品・消耗品費等

(1) 備品・消耗品費等の購入手続等

納入業者の決定過程及び購入手続を、入札記録及び物品購入(修繕)決裁票兼調達決裁票等により確認した。

(2) 備品の管理状況

平成 13 年度備品台帳を入手し、備品購入費に計上されている新規取得備品が適切に登録されているかを検討した。

(3) 監査結果

⑦備品購入費についての証憑書類を検討した結果適正に処理されていた、また、発注から納入代金支払に関する手続も適正である。

⑧備品の管理状況については、以下の問題点が存在した。

- | | |
|------------|--|
| ①台帳への登録漏れ | 1件 |
| ②台帳へ一部のみ登録 | 69件登録すべきところ、うち37件のみ台帳に登録されており残りの32件は登録漏れになっていた |
| ③購入価額の誤り | ①3件が各々の購入価額ではなく、3件の合計金額で台帳に登録されていた
②1組の合計金額で購入価額を台帳に登録すべきものが、構成される部分の単価で登録されていた
③2件を登録するに際して、1件を2件の合計金額で他の1件をその単価で登録していた |

購入価額の誤りについては、企業会計では減価償却額に直接影響を及ぼし問題となるが、現行公会計では、減価償却の考えがない為直接会計を誤らす事はない。

しかし、近い将来何らかの形で複式簿記の採用が予想される事を考えると、取得価額を適正に記録する習慣をつけることが必要である。

登録漏れや、一部登録の存在は現品管理に直接支障をきたす事になり、単価の誤謬も、何らかの支障をきたす原因となる可能性を否定できない。

平成13年度の倉敷市立短期大学の備品購入費のうち決裁票に「備品登録」の押印がある決裁票は48件存在するがその内5件に台帳登録時の誤りが発生しており、誤謬率は10.4%である。倉敷市立短期大学のわずかな登録例でこれだけの誤りが存在する事実は、備品管理の重要性に対する認識が希薄なためと思われる。

備品管理の中心とも言うべき、備品台帳が信頼出来ないとする現状では、備品について購入後の管理がなおざりにされていて、不備があると思われる。

今回の登録誤りの原因は所属部署にはなく、会計課の記載誤りと、パンチミスに起因するが、倉敷市立短期大学の方でもチェックがなされておらず情報のフィードバックが有効に機能していないことも事実である。

すなわち、備品台帳に登録時の現物に貼り付けるシールの発行が速やかになされておらず、倉敷市立短期大学の備品登録時のチェックも完全とはいえず、会計課に対する情報のフィードバックも有効に機能していない。

また、倉敷市立短期大学では備品の継続的な棚卸は実施されていないことを考えると現行備品管理システムには欠陥が存在すると言わざるを得ない。

システムの変更を速やかに行なうのは困難であると思われるので、現行システムの運用を厳密に行なうことは必要である。

⑦その他には、指摘する事項はない。

4. 使用料賃借料（タクシー代）

(1) 過去3年度分のタクシー代の支出状況

(単位:千円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度
学 長	1,595	2,622	2,800
非常勤講師	2,948	3,154	2,435

タクシーチケットと非常勤講師の出勤簿等の突合により、必要性の有無についての検証を行った。

(2) 監査結果

学長については、公用車が平成5年度に廃止となりタクシーに変更したため上記の金額を支出している。また、非常勤講師は、開学以来通勤手当を支給する代わりにタクシーを利用している。

その他には、指摘する事項はない。

(3) 意見

非常勤講師については、平成15年度より廃止の方向で検討するとのことであるが、経済性、効率性の観点からも、学長も含め早期にタクシー利用を制限し公共交通機関を利用した実費により支給することに移行すべきものとする。

5. 切手

(1) 年度末残高

平成12年度末 60,038 円

平成13年度末 52,068 円

(2) 監査結果

各切手種類別に、現金出納簿の用紙に月日順に収支及び残高を記載しているが、年号の記載がないので分りにくい。少なくとも前年度繰越の箇所及び年度末残高の箇所には記載すべきである。

その他には、指摘する事項はない。

6. その他収支全般について

(1) 倉敷市立短期大学後援会

倉敷市の一般会計である短期大学の歳入・歳出とは別に、人格なき社団として倉敷市立短期大学後援会が組織され、以下の目的で以下の事業を行っている。

なお、後援会会計は、本来監査対象ではないが、意見のところで述べる様に支出額のほとんど全ては、短期大学の教育活動に直接必要不可欠なものであるために監査対象とした。

㊦目的

本会は大学の教育振興を図り、その事業を援助することを目的とする。

㊧事業

本会は上記目的を達成するために次の事業を行う。

- ①教育施設の充実
- ②学生の福利厚生施設の充実改善
- ③会員相互の親睦
- ④その他本会の目的達成に必要な事項

㊨監査結果

特に指摘する事項はない。

㊩意見

①後援会会計について

以上のような事業を行うための主な収入は、入学時の入会金 20,000 円及び会費（前期と後期の年 2 回に分納）20,000 円である。そして以下のような決算内容である。

(単位:千円)

		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
収 入	会 費	3,970	4,180	4,270
	入 会 金	2,080	2,240	2,220
	雑 収 入	328	340	340
	前年度繰越金	8,154	8,613	9,415
	計	14,533	15,374	16,245
支 出	慶 弔 費	245	209	10
	行 事 費	870	933	1,071
	助 成 費	2,341	2,996	3,886
	備 品 費	343	561	279
	就職指導費	408	342	312
	研 修 費	6	0	6
	負 担 金	52	16	66
	通 信 費	55	71	22
	印 刷 費	447	109	440
	消 耗 品 費	109	19	83
	報 償 費	3	2	49
	雑 費	1,034	696	1,146
	計	5,919	5,959	7,375
差引次年度繰越金		8,613	9,415	8,870

この決算からわかるように、支出額のほとんど全ては、短期大学の教育活動に直接必要不可欠なものである。しかし、別会計である後援会会計から支出されている現状では、約 700 万円（平成 13 年度）の教育活動費が歳出から除外され過少計上されている結果となり、予算会計の制度が空洞化されたことになる。

さらに、平成 13 年度末現在で繰越金が 8,870 千円あることになり、倉敷市の管理下でない預金（短期大学で保管している）が 8,870 千円あり、資産管理の上からも問題がある。

②後援会会費の未納について

本後援会は会則第 4 条によれば、「1. 正会員 本学生の保護者。 2. 賛助会員 本会の趣旨に賛同するもの。」の 2 種類の会員があるが、賛助会員からの会費収入はない。正会員からの会費収入として計上すべき金額のうち、会費免除者（授業料減免申請者、休学者、留学生の保護者）を除き、平成 12 年度分 21 万円、平成 13 年度分 13 万円が未納となっている。

担当者によると、「後援会は任意団体であり徴収に強制力がない。」とのことであるが、会員資格からして理由なく徴収不能な状態は、正常に会費を納付している他の会員と比較して不公平である。

また、会費免除者にしても、当然に免除するのではなくて後援会の会則に明文で規定すべきである。

(2) 入試広報業務委託

㊦概要

入試広報業務を委託するため、倉敷市立短期大学入試広報協議会という組織をもって、倉敷市長と「倉敷市立短期大学入試広報業務委託契約書」を締結し、平成 13 年度は次の業務を委託している。

- ①学生募集に際し、短期大学の広報を行う。
- ②入学者選考に際し、業務の一切の実施管理を行う。
- ③入学者選考に際しては、監督、採点、合否判定について厳正、公正に行う。
- ④入学者選考実施後の、合格者決定業務を行う。

㊧過去 3 年度の収支状況

(単位:千円)

入学選抜業務	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
委 託 料	6,650	6,646	6,646
(支出内訳)			
報 酬	1,332	1,366	1,348
旅 費	251	250	278
需 用 費	3,216	3,415	3,331
役 務 費	1,232	1,158	1,166
使用料及び賃借料	145	160	208
備 品 購 入 費	471	294	311
計	6,650	6,646	6,646

㊨監査結果

①平成 13 年度の場合、委託料から直接入学選抜業務に必要な経費を差し引くと、296,520 円残りこの余ったお金で会議テーブル 8 台を購入して収支差額をゼロとしている。このように、委託料から購入された備品は、平成 13 年度分会議テーブル 8 台を含め平成 12 年度分より備品登録依頼書により備品台帳に登録され、備品ラベルを貼付し、倉敷市の財産として適正に管理されている。しかし、「(1) 倉敷市立短期大学後援会」のところで指摘していると同様、一般会計の「備品購入費」がそれだけ過少計上され目的の違う支出(委託費)として計上されていることになる。

②入学試験問題作成委員等各種の報酬が支出されているが、所得税の源泉徴収がなされていない。

③その他には、指摘する事項はない。

㊦意見

入試業務は、問題作成者、面接者等をオープンにできないとの理由で一般会計に直接計上せず、業務委託料として別組織に支出し管理しているが、入学者選抜業務は短期大学にとって必要不可欠な業務であり、予算執行の堅実性、明瞭性のために別組織への一括委託は改善すべきと思われる。

(3) 共同研究

㊦概要

教員相互の共同研究の為、倉敷市立短期大学共同研究推進委員会という組織をもって、倉敷市長と倉敷市立短期大学共同研究委託契約書を締結し平成13年度は800千円の委託料で9つのテーマの共同研究を委託実施している。

共同研究	平成11年度	平成12年度	平成13年度
委託料	777千円	800千円	800千円
テーマ数	4件	5件	9件

㊦監査結果

①成果物としての報告書(レポート)は、完備されていた。

②共同研究により購入された図書は、図書原簿に記載され適正に管理されていた。

③その他には、指摘する事項はない。

㊦意見

経理処理の簡便性及び支出の柔軟性のために、別組織で委託料として受入処理しているが、前記(2)入試広報業務委託の意見のところで述べているのと同様、予算執行の堅実性及び明瞭性が、犠牲になっていると思われる。

(4) 公開講座(長寿学園)

㊦概要

公開講座委員会は、倉敷市立短期大学学則第54条の規定にもとづいているもので、平成12年度より公開講座委員会と公開講座実行委員会の2つに再組織されている。

その分担は、公開講座委員会は本学が主体的に開催する公開講座を担当し、公開講

座実行委員会は、外部より委託を受けて行う公開講座を担当することになっている。現在、本学の主体性による公開講座はなく、岡山県生涯学習課からの委託講座である長寿学園のみである。

長寿学園は、岡山県生涯学習課が推進する「高齢者の社会参加を支援する」ことを目的に行われているものであるが、平成14年度より他の事業に統合されるため、平成13年度をもって終了する予定になっていたが、平成14年度も引き続き実施される。

岡山県生涯学習センターと倉敷市立短期大学長寿学園運営委員会との委託契約を締結し、平成13年度は500千円の委託料で実施している。

なお、1単位当たり500円を受講料は全額岡山県生涯学習センターが徴収している。

①監査結果

教員に対して支給された報酬については、入試広報協議会とは異なり適正に所得税の源泉徴収及び納付が行われている。

その他には、指摘する事項はない。

②意見

外部より委託を受けている長寿学園は、受講生に対する自由記述によるアンケート調査では、ほぼ全員の受講生が満足している。本学の特徴を生かした単なる座学でない点が講座内容の評判につながっている。しかし、長寿学園は平成14年度・15年度は実施されるが、将来はわからないとのことである。

本学の特徴を生かし、主体的に公開講座を開催することも考えられる。

第3 倉敷市立短期大学の経営管理全般に関する意見

1. 短期大学の経営責任について

短期大学は、予算・決算上一般会計の一部に組み入れられているため、単独の決算書らしきものが毎年作成されてはいるが、保存期間に特別の規定があるわけでもないので過年度分は保存されていなかった。

過去2年間（平成11年度・12年度）の一般会計決算書等から抽出して短期大学単独の決算書を作成してもらった。それによればわずかではあるが収支は改善されている。

毎年度の収支差額がいくらの支出超過であったとしても、経営責任が問われる訳でもない。管理担当者が対前年比の増減率（額）等の経営分析を行いそれぞれの管理可能な範囲内で支出の削減に努めているのであろうが今一層の努力を期待するものである。

2. 短期大学の長期計画（将来展望）について

短期大学の長期計画は、倉敷市第五次総合計画前期基本計画策定資料（平成13年度～17年度）に示されている。それによると、下記のような内容になっている。

記

<計画体系>

基本目標…… 未来を拓く人と文化の育成

基本施策…… いきいきとした人を育む生涯学習の推進

具体的施策……家庭・学校・社会教育の充実

<施策の体系>

短期大学の充実 ア公開講座の開設

イ産学共同研究の推進

ウ新学科の増設・四年制大学への改組転換の推進

<現状と課題>

- (1) 岡山県教育委員会の生涯学習事業の公開講座「おかやま長寿学園」を受託実施しているが地域住民の学習要求に応えるために独自の公開講座を開設する必要があります。
- (2) 地元アパレル業界の支援等により設置された「服飾美術学科」は、地元児島地区の活性化に役立っているが、今後は、アパレル業界との産学共同研究の推進が求められています。
- (3) 地域社会の産業・文化の発展に寄与する観点から新学科の増設・四年制大学への改組転換を推進する必要があります。

<基本目標>

- (1) 地域住民の学習要求に応えるため、独自の公開講座を開設します。
- (2) 地元アパレル業界との産学共同研究の実現に努めます。
- (3) 新学科の増設・四年制大学への改組転換の推進に努めます。

<施策の内容>

- (1) 公開講座の開設

地域住民のいろいろな学習要求の調査を行い、公開講座を実施します。（平成13年度～17年度）

- (2) 産学共同研究の推進

地元アパレル業界の意向調査を行い、共同研究を実施します。（平成13年度～17年度）

- (3) 新学科の増設・四年制大学への改組転換の調査研究をします。（平成13年度～17年度）

三 重	120	373	173	546	666	0.82	0.26
京都市看	44	32	73	105	149	0.70	0.49
大阪市看	45	127	68	195	240	0.81	0.28
神戸看護	56	131	57	188	244	0.77	0.23
倉 敷	29	45	152	197	226	0.87	0.67
新見公立	19	54	358	412	431	0.96	0.83
尾 道	31	143	259	402	433	0.93	0.60
福山女子	123	97	256	353	476	0.74	0.54
大分芸短	358	149	292	441	799	0.55	0.37
鹿 児 島	325	286	40	326	651	0.50	0.06
合 計	1,663	2,531	2,798	5,329	6,992	0.76	0.40
平 均	33	51	56	107	140	0.76	0.40

各市立短期大学とも、設置している市内出身者だけでは学生を確保できず市外出身者が多数を占めているが、倉敷市立短期大学の場合は、県外出身者が多いのが顕著である。

収入について比較すると次表となる。

短 大 名	①大学収入	②一般財源	③その他	④合計	①÷④	⑤学生数	①÷⑤
市立名寄	233,918 千円	481,013 千円	31,55 千円	746,483 千円	0.31	479 人	488
秋田美術	161,828	554,702	7,303	723,833	0.22	338	479
川崎看護	127,340	491,580		618,920	0.21	239	533
横浜看護	219,294	408,942		628,236	0.35	363	604
山梨看護	141,361	354,882		496,243	0.28	300	471
大 月	182,502	171,778	12,000	366,280	0.50	432	422
岐阜女子	268,156	547,594		815,750	0.33	526	510
三 重	250,215	323,713	40,400	614,328	0.41	666	376
京都市看	80,985	228,549		309,534	0.26	149	544
大阪市看	111,454	448,746		560,200	0.20	240	464
神戸看護	115,560	360,684	2,700	478,944	0.24	244	474
倉 敷	101,832	344,249		446,081	0.23	226	451
新見公立	224,814	728,371	2,289	955,474	0.24	431	522
尾 道	167,261	367,192		534,453	0.31	433	386
福山女子	220,792	440,609		661,401	0.33	476	464

大分芸短	344,630	657,370		1,002,000	0.34	799	431
鹿 児 島	230,588	792,960		1,023,548	0.23	651	354
合 計	3,182,530	7,702,934	96,244	10,981,708	0.29	6,992	455
平 均	63,651	154,059	1,925	219,634	0.29	140	455

倉敷市立短期大学の入学料・授業料等からなる大学収入は、学生一人当たりでは451千円となり標準的である。各校とも授業料等を同一の水準に保つ横並びの傾向が有るのが原因である。総収入に占める割合は、23%で低いグループに入る。授業料に比較して経費がかかりすぎている事が推測できる。ちなみに私学では、学生生徒等納付金比率と言われる比率が同一のものであると思われるが、平成12年度の平均値は、64%である。

短 大 名	①給与	②事業費	③臨時費	④総額	①÷④	⑤学生数	①÷⑤
市立名寄	583,153 千円	153,275 千円	10,055 千円	746,483 千円	0.78	479 人	1,217
秋田美術	444,294	266,755	12,784	723,833	0.61	338	1,314
川崎看護	401,500	217,420		618,920	0.65	239	1,680
横浜看護	364,404	263,832		628,236	0.58	363	1,004
山梨看護	341,379	154,864		496,243	0.69	300	1,138
大 月	238,173	108,748	19,359	366,280	0.65	432	551
岐阜女子	504,492	148,070	163,188	815,750	0.62	526	959
三 重	468,332	102,396	43,600	614,328	0.76	666	703
京都市看	228,437	81,097		309,534	0.74	149	1,533
大阪市看	381,108	179,092		560,200	0.68	240	1,588
神戸看護	364,064	114,860		478,924	0.76	244	1,492
倉 敷	353,979	92,102		446,081	0.79	226	1,566
新見公立	500,398	266,618	188,458	955,474	0.52	431	1,161
尾 道	400,254	134,199		534,453	0.75	433	924
福山女子	568,617	81,609	11,175	661,401	0.86	476	1,195
大分芸短	647,970	221,834	132,196	1,002,000	0.65	799	811
鹿 児 島	742,733	196,695	83,853	1,023,281	0.73	651	1,141
合 計	7,533,287	2,783,466	664,668	10,981,421	0.69	6,992	1,077
平 均	150,666	55,669	13,293	219,628	0.69	140	1,077

支出総額の内人件費の比率が高いのが目に付く、倉敷市立短期大学の人件費比率は、17校中第2位であり、学生一人当りでは第3位となる。私学の場合の人件費比率に相当するが、平成12年度の人件費比率は、平均で64%である。人件費については授業料等ほど私学との較差は見られない。

教員の状況を比較すると次表の通りである。

(単位:人)

短大	学長	教授	助教授	講師	助手	計	非常勤	教務職員	学生数	一人当り学生数
市立名寄	1	27	13	41	76	479			479	11.68
秋田美術	1	20	8	29	14	338	7		338	11.66
川崎看護	1	14	15	30	28	239			239	7.97
横浜看護		14	18	32	46	363			363	11.34
山梨看護		18	12	30	40	300			300	10.00
大月	1	14		15	28	432	3		432	28.80
岐阜女子	1	20	15	36		526	3		526	14.61
三重	1	24	7	32	90	666			666	20.81
京都市看	1	8	8	17	70	149			149	8.76
大阪市看		10	15	25	57	240			240	9.60
神戸看護		10	21	31	49	244			244	7.87
倉敷	1	17	6	24	23	226			226	9.42
新見公立	1	22	19	42	68	431			431	10.26
尾道		26	1	27	24	433			433	16.04
福山女子	1	29	9	39		476			476	12.21
大分芸短	1	44	6	51	89	799	15		799	15.67
鹿児島	1	28	12	41	101	651	3		651	15.88
合計	12	345	185	542	803	6,992	31		6,992	12.90
平均	1	20	11	32	47	411	2		411	12.90

注：学長の数の無いものは兼務である

常勤教員の一人当り学生数は、倉敷市立短期大学においては17校中第4位に位置している。非常勤教員の時間数については比較できない為厳密な評価は不可能であるが、常勤教員の数を見る限り充実した教育が行なわれていると推測できるが、教員数が過剰との解釈も出来る。

次に、職員の状況について検討する。

(単位:人)

短大	事務職員	技術	その他	計	非常勤	臨時	学生数	一人当り学生数
市立名寄	10			10			479	47.90
秋田美術	18			18	5	4	338	18.78
川崎看護	11			11	8		239	21.73
横浜看護	8			8			363	45.38
大月	13		1	14			432	30.86
岐阜女子	10	1	1	12	1		526	43.83
三重	13			13			666	51.23
京都市看	4			4			149	37.25
神戸看護	8			8		1	244	30.50
倉敷	8		2	10			226	22.60
新見公立	9			9		2	431	47.89
尾道	11		1	12	7		433	36.08
福山女子	11		2	13			476	36.62
大分芸短	11		2	13	3	3	799	61.46
鹿児島	21	1	1	23	3		651	28.30
合計	166	2	10	178	27	10	6,452	36.25
平均	11	0	1	12	2	1	430	36.25

注：山梨看護（山梨県立看護大学短期大学部）は山梨県立看護大学と、大阪市看（大阪市立大学看護短期大学部）は大阪市立大学と兼務の為職員のデータが不明

教員数と違い職員の数、少ないほうが望ましい。倉敷市立短期大学の場合、一人当り学生数は15校中第3位であり人員削減努力が望ましい。

倉敷市立短期大学は、昭和43年に倉敷市立保育専門学院(夜間課程)として創設されている。当時児島地区に就労する女性の為の専門学校として創設されたと思われる。その後短期大学となり服飾美術学科を地元繊維産業との関係で増設したものである。しかし、過去のいきさつはどうあれ在学生の状況は、次の2表の如くである。

入学者出身地別調

(単位:人)

合 計	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	合計
倉敷市内出身者	16	14	18	12	60
県内出身者	14	14	25	18	71
小 計	30	28	43	30	131
県外出身者	77	76	71	83	307
合 計	107	104	114	113	438
県外出身者	0.72	0.73	0.62	0.73	0.70
市外出身者	0.85	0.87	0.84	0.89	0.86
保 育 学 科	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	合計
倉敷市内出身者	10	6	8	8	32
県内出身者	6	6	11	6	29
小 計	16	12	19	14	61
県外出身者	36	41	36	44	157
合 計	52	53	55	58	218
県外出身者	0.69	0.77	0.65	0.76	0.72
市外出身者	0.81	0.89	0.85	0.86	0.85
服 飾 美 術 学 科	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	合計
倉敷市内出身者	6	8	10	4	28
県内出身者	8	8	14	12	42
小 計	14	16	24	16	70
県外出身者	41	35	35	39	150
合 計	55	51	59	55	220
県外出身者	0.75	0.69	0.59	0.71	0.68
市外出身者	0.89	0.84	0.83	0.93	0.87

就職地内訳

(単位:人)

合 計	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	合計
倉敷市内	19	13	15	26	73
県内	11	13	7	17	48
小計	30	26	22	43	121
県外	25	41	36	38	140
合 計	55	67	58	81	261
市外就職者	0.65	0.81	0.74	0.68	0.72
県外就職者	0.45	0.61	0.62	0.47	0.54
保 育 学 科	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	合計
倉敷市内	13	11	8	17	49
県内	4	3	5	9	21
小計	17	14	13	26	70
県外	19	25	26	22	92
合 計	36	39	39	48	162
市外就職者	0.64	0.72	0.79	0.65	0.70
県外就職者	0.53	0.64	0.67	0.46	0.57
服飾美術学科	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	合計
倉敷市内	6	2	7	9	24
県内	7	10	2	8	27
小計	13	12	9	17	51
県外	6	16	10	16	48
合 計	19	28	19	33	99
市外就職者	0.68	0.93	0.63	0.73	0.76
県外就職者	0.32	0.57	0.53	0.48	0.48

平成 13 年度県外出身者が 73%、市外出身者が 89%であり、平成 12 年度県外就職者が 47%、市外就職者が 68%となっている現状である。公立短期大学の場合、私立短期大学・大学のように経営を教育研究活動と同一の順位におくわけにはいかない。公立短期大学・大学（市立短期大学）運営の効率性の判断は、地方自治体の負担が教育研究の成果によって、住民の文化の向上・発展にどの程度貢献しているかによって判断すべきものである。

しかし、市内に私立大学が数多く存在するようになった状況で、財政が逼迫している中、年間 3 億円を超える財政負担のもと倉敷市立短期大学をこのまま維持することが市民の文化の向上・発展にどの程度貢献しているか、疑問である。極言すれば短大を閉校しそれに代えて市民の子弟に奨学金の合理的な交付を行なう等の代替策の採用も考えられるのではないか。

第 4 章 利害関係

監査の対象とした特定の事件につき、私は地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上